セ　調整機関は、対策方法が作成された日から脆弱性情報公表日までの間であって、国民の日常生活に必要不可欠なサービスを提供するための基盤となる設備に脆弱性に起因する重大な影響が及ぶおそれがあると認められるときは、受付機関及び製品開発者と協議をした上で、政府機関や当該設備を用いる事業者等（脆弱性情報等を適切に管理できる者に限る。）に当該脆弱性情報等をあらかじめ通知することができる。

ソ　調整機関は、製品開発者との公表等に係る調整において所在不明その他の調整の進展が見込めない事情が生じたときは、調整機関と製品開発者との調整が不可能であるとして、受付機関にその旨を通知すること。

タ　調整機関は、受付機関から製品開発者と公表に係る調整を再度行うよう通知を受けたときは、当該製品開発者にその旨を速やかに通知し、脆弱性情報の公表に係る調整を行うこと。

チ　調整機関は、脆弱性情報公表日に、脆弱性情報等について、インターネット等を通じて公表すること。受付機関が脆弱性情報を公表する旨の判定をしたときは、製品開発者から聴取した公表の内容（脆弱性情報を含む。）に係る見解も、併せて公表すること。

ツ　前項の規定にかかわらず、調整機関は、製品開発者から当該製品開発者が自ら開発等を行ったソフトウエア製品に係る脆弱性関連情報（脆弱性に起因する影響が自ら開発等を行ったソフトウエア製品にとどまるものに限る。）及び対策方法の通知を受けたときは、脆弱性情報公表日を定め、脆弱性情報及び当該対策方法について、インターネット等を通じて公表すること。公表に先立って、調整機関は、製品開発者から当該脆弱性情報公表日に係る意見を聴取すること。

テ　調整機関は、脆弱性関連情報を製品開発者に適切に通知するため、当該製品開発者が調整機関と連絡を取るために設置した窓口の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した名簿を作成すること。

⑷　製品開発者

ア　製品開発者は、調整機関と連絡を取るための窓口を設置するとともに、調整機関にその連絡先を通知すること。

イ　製品開発者は、調整機関から通知された脆弱性関連情報について、脆弱性検証を行い、調整機関にその結果を報告すること。

ウ　製品開発者は、脆弱性が他のソフトウエア製品（自ら開発等を行ったものを除く。）に含まれることが推定されるときは、調整機関にその旨及びその理由を速やかに通知すること。

エ　製品開発者は、発見者に係る情報を適切に管理し、当該発見者の同意がない限り、第三者に開示しないこと。

オ　製品開発者は、脆弱性情報公表日まで、脆弱性関連情報が第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。

カ　製品開発者は、正当な理由がない限り、第三者に脆弱性関連情報を開示しないこと。

キ　製品開発者は、脆弱性が存在することを確認したときは、脆弱性情報公表日までに、対策方法を作成するとともに、調整機関にこれを報告すること。

ク　製品開発者は、脆弱性情報公表日までに、調整機関に対応状況を報告すること。

ケ　製品開発者は、脆弱性情報公表日後、製品利用者に脆弱性情報及び対策方法を周知すること。

コ　製品開発者は、自ら開発等を行ったソフトウエア製品に係る脆弱性関連情報（脆弱性に起因する影響が自ら開発等を行ったソフトウエア製品にとどまるものに限る。）を発見又は取得したときは、対策方法を作成するとともに、当該脆弱性関連情報及び当該対策方法を受付機関又は調整機関に通知すること。ただし、製品利用者全員への当該脆弱性情報及び当該対策方法の通知又はその公表を行ったときは、この限りでない。

第３　ウェブアプリケーションに係る脆弱性関連情報に関する取扱い

１　手続の概要

ウェブアプリケーションに係る脆弱性関連情報に関する取扱いについての手続の概要は次のとおりとする。

①　発見者（自ら運営するウェブサイトのウェブアプリケーションに係る脆弱性関連情報を発見又は取得したウェブサイト運営者を除く。以下本章において同じ。）は、受付機関に脆弱性関連情報を届け出る。

②　受付機関は、届出を受理したときは、ウェブサイト運営者に脆弱性関連情報を速やかに通知するとともに、当該ウェブサイト運営者に脆弱性検証の結果の報告を求める。

③　ウェブサイト運営者は、受付機関から脆弱性関連情報の通知を受けたときは、脆弱性を修正する。

２　具体的な手続及び行動指針

発見者、受付機関及びウェブサイト運営者における具体的な手続及び行動指針は次のとおりとする。

⑴　発見者

ア　発見者は、受付機関に発見又は取得した脆弱性関連情報を届け出ること。その際、ウェブサイト運営者に同じ内容を通知することを妨げない。

イ　届出書には、次に掲げる事項（以下本章において「届出事項」という。）を記載すること。

①　氏名等の発見者を識別するための情報

②　電子メールアドレス等の発見者の連絡先

③　①及び②のウェブサイト運営者への通知の許否

④　ウェブサイト運営者から直接連絡を受けることの許否

⑤　脆弱性関連情報に係るウェブアプリケーションが稼働しているウェブサイトのＵＲＬ

⑥　脆弱性関連情報の内容

ウ　発見者は、違法な方法により脆弱性関連情報を発見又は取得しないこと。

エ　発見者は、脆弱性が修正されるまで、脆弱性関連情報が第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。

オ　発見者は、正当な理由がない限り、第三者に脆弱性関連情報を開示しないこと。正当な理由により開示するときは、あらかじめ受付機関に問い合わせること。

⑵　受付機関

ア　受付機関は、発見者による届出が次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、これを受理し、発見者に届出を受理した旨を通知すること。また、届出を不受理としたときは、当該発見者にその旨及びその理由を通知すること。

①　届出事項を全て記載していること。

②　本規程の適用範囲内であること。

③　既に修正されている脆弱性情報に関する脆弱性関連情報でないこと。

イ　受付機関は、届出を受理したときは、ウェブサイト運営者に脆弱性関連情報を速やかに通知すること。併せて、当該ウェブサイト運営者に対し脆弱性検証の結果を報告するよう求めること。

ウ　受付機関は、届出に係る脆弱性関連情報が次のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該届出に係る処理を取りやめることができる。処理を取りやめるときは、発見者にその旨及びその理由を通知すること。

①　脆弱性関連情報に該当しないこと。

②　本規程の適用範囲外であること。

③　脆弱性に起因する影響が生じるおそれが著しく低いこと。

④　脆弱性関連情報が既知であり、かつ、脆弱性が既に修正されていること。

⑤　違法な方法により発見又は取得されたおそれがあること。